

後見人等選任の申立てについて

1 概要

- (1) 後見人等が欠けたとき，若しくは後見人等の追加が必要であるとき，裁判所は，後見人等を選任することができます。
- (2) 申立権者 後見人等，本人，本人の親族，利害関係人

2 申立てに必要なもの

- (1) 申立書
 - (2) 収入印紙 800円分
 - (3) 郵便切手 2,990円分
(内訳：500円×2枚，100円×5枚，84円×10枚，63円×5枚，20円×10枚，10円×10枚，5円×5枚，1円×10枚)
 - (4) 添付資料
 - ア 選任の理由を証する資料（裁判所に提出済みの場合は不要）
 - ※ 後見人等が死亡した場合は，死亡診断書の写し又は死亡の記載のある戸籍謄本
 - イ 本人の陳述書または上申書
 - ※ どちらの提出が必要かは，「本人の陳述聴取の流れ」を確認してください。
 - ウ 後任の後見人等候補者の住民票
（マイナンバーの記載のないもの）
 - エ 候補者に関する照会書
 - オ 候補者の陳述書
 - カ 親族の同意書
 - キ （後見人等や本人の身分事項や住所に変更がある場合）
後見人等や本人の戸籍謄本，住民票 （マイナンバーの記載のないもの）
 - ク （申立人が本人の親族の場合）
申立人と本人の関係が分かる戸籍謄本（裁判所に提出済みの場合は不要）
 - ケ （申立人が利害関係人の場合）
利害関係を証する資料
- 候補者について，裁判所が選任する第三者を希望する場合は，ウ，エ，オ，カは不要です。

3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら，後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872